事業用施設の防災対策を実施する中小企業を資金面で支援!

耐震診断の義務化(改正耐震改修促進法)にも強力に支援!!

南海トラフの巨大地震や風水害などの災害から従業員や周辺住民の生命・財産を守るため事業用施設の防災対策を支援する「安全・安心推進 資金(防災対策推進枠)を拡充(融資限度額、融資期間)します。

さらに、耐震改修促進法の改正に伴い、耐震診断が義務化される施設にあっては、期間限定で「改正耐震改修促進法対応特別枠」を設けます。

資 金 名	安全•安心推進資金(防災対策推進枠)
融資対象	1. 事業用建物の耐震補強等、機械・器具等の固定 2. 危険物・毒劇物等関係施設の安全性向上のための改修 3. 防災備蓄倉庫、避難階段の整備 4. 消防用設備の設置・改修 5. 自家発電設備、蓄電池の整備 6. 耐震診断の受診
資 金 使 途	設備資金 運転資金
融資限度額	2億円以内(設備資金、運転資金) ※「改正耐震改修促進法対応特別枠」(平成27年度末まで) →改正耐震改修促進法に伴い耐震診断が義務化される施設に係る耐震診断、耐震設計及び耐震改修にあっては、 2億8千万円以内(設備資金、運転資金)
融資期間	設備資金・・・15年以内の割賦償還(うち据置 1年以内) 運転資金・・・ 7年以内の割賦償還(うち据置6ヶ月以内)
融資利率	年1.2%以内(固定金利) 和歌山県は、「低利・固定・長期」の資金供給するとともに、信用保証料の一部を補助すること
信用保証料率	年0.45%~1.30% で、中小企業の皆さんの負担を大幅に軽減しています。
申 込 先	取扱金融機関
問い合わせ先	和歌山県 商工振興課 (電話 073-441-2744)

注)融資利率は、平成25年10月1日現在のものです。金融情勢の変動により変更することがあります。この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また、保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。